

令和2年1月号
第156号

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー 1月調査結果から

〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

相談激増！

「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？

極端に値段が安くなっているインターネットの広告を見て、「お試し」のつもりでサプリメントや化粧品などを買ったら、実は数回購入しなければならない定期購入になっていることもあります。通信販売を利用する際には注意が必要です。

～ 注意ポイント ～

- ①スマートフォンから商品を注文する場合、パソコン等に比べて画面が小さいため、販売サイトや申込み最終確認画面の表示内容を確認する際は、より注意が必要です。「定期購入が条件となっていないか」「支払うこととなる総額はいくらか」など契約内容をしっかり確認しましょう。
- ②通信販売では、クーリング・オフ制度はなく、広告に表示された「返品特約」に従うこととなります。「解約・返品できるかどうか」「解約・返品できる場合の条件」など解約条件をしっかりと確認しておきましょう。
- ③事業者からの請求に納得できない、事業者と連絡がとれず解約ができない等、トラブルが生じた場合には、大崎市消費生活センター（☎21-7321）等に相談しましょう。

ボチる前にしっかり確認しましょう...



マンガ：フナカワ

※購入7巻より7巻起用 episode 1
2020年1月号付 (株)国民生活センター

(国民生活センターHPより引用)

消費生活関連

1月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・「不用品を回収します。」と女性の声で勧誘電話が来た。
- ・「いらなくなった古着や電化製品を集めています。」という電話だった。
- ・「30才代～60才代の独身に仲人のパンフレットを送りたい。」と電話が来た。
- ・「車の査定をしませんか。」という車買い取り業者からの電話が来た。
- ・「蓄電池設備を試してみませんか。」という電話があった。

消費生活相談員からのコメント

自宅に太陽光発電設備を設置し売電している場合、自宅で消費する電力以外の余剰電力を固定価格で買い取って貰える「固定価格買取制度」の期間が、2019年11月以降順次終了する時期になりました。この期間が終了すると、①売電していた余剰電気を家庭で自家消費をする。②小売り電気事業者と個別に契約をして余剰電気を買い取って貰うなど、発電した電気を上手に活用するために、新たな契約などを検討する必要があります。固定価格での買い取り期間終了に伴い、売電に関する勧誘や、自家消費に伴う設備設置についての勧誘が増えていくことが予想されます。報告にあった「蓄電池設備を試してみませんか。」という電話勧誘も関連したものと思われます。

誤った情報や誤解を招く表現に惑わされず、正しい情報を得ることが大切です。不安になったら大崎市消費生活センター(☎21-7321)にご相談ください。

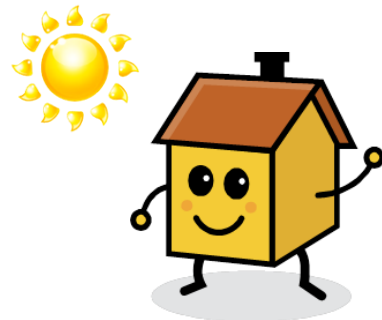
また、下記の情報サイトや問い合わせ窓口をご活用ください。

資源エネルギー庁

住宅用太陽光設備の買い取り期間終了に関する情報サイト

どうする？ソーラー

問い合わせ電話番号 0570-057-333



訪問販売

* 突然来た業者から自宅等で販売勧誘された情報の報告です *

- ・「お茶の説明を聞いてください。」「販売研修で来た。」と若い男性が訪問してきた。

新聞・報道関係

* 消費生活に関する情報の報告です *

- ・県内で「ふるさと納税返礼品」の「ぶり西京漬け」を製造会社が「健康被害の恐れがあるとして自主回収をしている。」という報道記事。

その他

- ・水道設備トラブル時の修理業者広告マグネットがポスティングされていた。

食品の品質表示

1月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈1月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	長ねぎ	名称・産地	22	有	22
					無	0
		バナナ		22	有	22
					無	0
	水産物	貝	名称・産地	22	有	22
					無	0
畜産物	牛肉又は豚肉		22	有	22	
				無	0	
加工食品		漬け物	名称・原材料名・内容 量・賞味期限・保存方 法・製造者(販売者)名・ 製造者(販売者)住所	22	有	22
					無	0

◆報告

- ・雪が少ないため、元気の良い葉物野菜が沢山入荷され助かった。
- ・長ネギは地元産の細い品を買ってやわらかいところを食べた。
- ・長ネギは地場産物が多く出回っている。消費者にはありがたい小分けだが、高く感じる。
- ・はまぐりの値下げ商品で、値札にシールが産地の上に貼ってあり、見えなかった。
- ・牛肉や豚肉の表示は国産とあれば県名は必要ないのではないかと思います。
- ・バナナは冬なので黒くなるのが早い。
- ・バナナは冬なので傷みにくい。値段は高く感じた。

消費生活相談員のコメント

バナナは13℃以下になると追熟しないので「果肉」の方はある程度鮮度が保たれる一方で、皮の方は低温障害を起こして黒ずんでしまうことがあるようです。

食品の表示については、牛肉や豚肉などの畜産物は「国産品は国産である旨、輸入品は原産国名」の表示があればよく、都道府県名の表示が必要な農産物との違いがあります。しかし、畜産物は「国産」と表示する代わりに「都道府県名や市町村名、その他一般に知られている地名」を表示してもよく、農産物もまた「市町村名や一般に知られている地名」を都道府県の代わりに表示して良いことになっています。

※一般に知られている地名とは、例えば「夕張」、旧国名の「信州や土佐」、島の名前「屋久島や淡路島」などが該当します。

(参考:消費者庁公表資料)

～編集後記～

令和元年12月以降、中華人民共和国湖北省武漢市において新型コロナウイルスに関連した肺炎が発生しています。国内でも患者や無症状病原体保有者(※)が確認されております。

※無症状病原体保有者：症状はないがPCR検査が陽性だった者

厚生労働省によると、日本国内ではヒトからヒトへの感染が認められましたが、現時点では広く流行が認められている状況ではありません。

過剰に心配することなく、季節性インフルエンザと同様に、咳エチケットや手洗いなど、感染症対策に努めてください。
～宮城県HPより引用～

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shisei@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)



古川第四小学校、西古川小学校、古川第五小学校に消費生活教育講座に伺いました。